

別紙2 業務体制の概要（薬局用）

勤務する薬剤師及び登録販売者

店舗の名称	かつお薬局	店舗の所在地	高知市丸ノ内 1-2-3
-------	-------	--------	-----------------

薬局管理者

	氏名	住所	週あたり 勤務時間数	資格種別	薬剤師名簿又は販売従事登録	
					登録番号	登録年月日
薬局 管理者	菅薬 太郎	高知市丸ノ内 〇—〇—〇	40 時間/週	薬剤師	123456	H24. 6. 12

薬局の管理者は、常勤で、原則として薬局で定めた就業規則に基づく薬剤師の勤務時間の全てを勤務する必要があります。ご注意ください。

従たる薬剤師及び登録販売者

	氏名	住所	週あたり 勤務時間数	資格種別	薬剤師名簿又は販売従事登録	
					登録番号	登録年月日
1	従薬 一郎	高知市丸ノ内 〇—〇—〇	40 時間/週	薬剤師	654321	H25. 5. 10
2	従薬 二郎	高知市丸ノ内 〇—〇—〇	0 時間/週 (応援要員)	薬剤師	765432	H26. 6. 10
3	登録 販太	高知市丸ノ内 〇—〇—〇	40 時間/週	登録販売者	12-34-56789	H25. 5. 10
4	研修 中子	高知市〇〇町 〇—〇—〇	40 時間/週	登録販売者 (研修中)	39-15-00000	H27. 11. 1
5			時間/週			

注：研修中の登録販売者については、（研修中）と記載してください。

研修中の登録販売者とは、規則第 15 条第 2 項に該当する登録販売者のことで、規則第 140 条第 1 項第 2 号又は第 149 条の 2 第 1 項第 2 号に規定する登録販売者以外の登録販売者のことです。研修中の登録販売者は、その店舗において勤務中の薬剤師又は登録販売者の管理及び指導の下で業務に従事する必要があることから、店舗管理者や店舗管理代行者にはなれませんのでご注意ください。

参考：令和 5 年 3 月 31 日薬生発 0331 第 16 号「登録販売者制度の取扱い等について」

9			時間/週			
10			時間/週			

1 日平均取扱処方箋枚数（見込み） 【(眼科+耳鼻科+歯科の処方箋枚数) × 2/3 + その他の診療科の処方箋枚数】の 1 日平均枚数	50 枚	
調剤に従事する薬剤師の週あたり勤務時間の総和	80 時間/週	A
医薬品の販売に従事する薬剤師の週あたり勤務時間の総和	80 時間/週	B
医薬品の販売に従事する登録販売者の週あたり勤務時間の総和	40 時間/週	C